委託契約における特命随意契約の結果について (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
資源集団回収助成シス テム改修業務	R4. 12. 21	トリニティ情報株式 会社	1, 375, 000	資源集団回収助成システムに関しては、令和4年度、トリニティ情報株式会社と保守業務の委託契約を締結していた。今回のシステム改修は、システム保守業務と密接不可分の関係にあり、トリニティ情報株式会社以外の者に施工させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となることや、既存システムの使用に支障が生じるおそれがあるため、トリニティ情報株式会社を委託先とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局業務課 (盃:595-6078)
KOBEエコアクション応援アプリ「イイことぐるぐる」に係る改修・保守運用業務及び広報動画の作製業務に係る委託契約	R5. 2. 1	ジョルダン株式会社	2, 530, 000	システム開発から保守運用までを履行し、システム内容を熟知している事業者であることが必要不可欠であり、開発事業者以外には考えられない。また、当該補助事業が、現在、履行中である「KOBEエコアクション応援アプリ『イイことぐるぐる』に係る保守運用業務」の契約と密接な関連性を有する内容の業務であり、当該業務の受託者に履行させる方がより効果的で経費面においても有利なものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局環境創造課 (盃: 595-6093)